附　則

1・2　（略）

（削る）

3　（略）

（地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例）

4　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第八項から第十項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第七項から第九項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。

5　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十二項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。

二　（略）

6～9　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

10　第七百二十八条第二項第五号ロの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

11～13　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第七十七号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 三三一、三二五人 | （略） |

（本省及び中央労働委員会の定員）

**第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 三三一、〇〇三人 | （略） |

（本省及び中央労働委員会の定員）

**第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

附　則

1・2　（略）

（受動喫煙対策推進官の設置期間の特例）

3　第二十条第一項の受動喫煙対策推進官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　（略）

（地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例）

5　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第八項から第十項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第八項から第十項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。

6　地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。

二　（略）

7～10　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

11　第七百二十八条第二項第四号ハの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

12～14　（略）